

藤沢市放課後児童クラブ入所事務取扱基準

平成26年12月1日制定
平成28年 9月1日改正
平成29年10月1日改正
平成30年2月15日改正
令和2年 9月9日改正
令和4年 9月1日改正
令和5年 9月1日改正
令和6年9月18日改正

藤沢市放課後児童健全育成事業の実施に当たり、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）は、児童の入所について藤沢市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）入所事務取扱基準に基づき、公平かつ円滑に取り扱うものとする。

1 入所の判定

事業者は、判定に当たっては、児童の入所資格要件及び保護者の状況（以下「適格要件」という。）について、総合的に適正な審査を実施するほか、別紙「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」（以下「入所判定基準表」という。）に基づき、入所判定を行い、入所の可否を決定するものとする。

2 児童の入所資格要件

(1) 児童クラブに入所できる児童は、原則として次の要件をすべて満たしていることとする。

ただし、障がいのある児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なり、支援又は介助の内容も異なることから、事業者と保護者で事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応、必要となる支援内容などを確認したうえで、入所の可否を決定する。

ア 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないこと

イ 藤沢市内在住又は在学の児童であること

ウ 小学校、児童クラブ、家庭間の移動を、独力で行うことができること

- エ 食事、排便、着脱衣、身辺整理等独力で行うことができること
 - オ 放課後児童支援員の介助を求めることなく、集団行動を行うことができること
 - カ 自傷・他傷行為等の問題行動を起こさないこと
 - キ 急な飛び出しや多動な行動をしないこと
- (2) 前項に掲げるもののほか、事業者が特に必要があると認めた場合

3 保護者の状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない状況については、次のいずれかに該当することを要件とする。

(1) 就労・通学・内定等

保護者が放課後等に就労・通学・内定等の場合

ただし、内定等の場合、就労・通学開始がわかる就労・就学証明書（内定を含む）を提出し、入所後速やかに就労・通学先が確認できる書類（身分証明書、健康保険証、学生証の写しなど）を提出するものとする。

(2) 求職中

保護者が就労のための求職活動で日中外出をしている場合かつ入所後3か月目の7日までに就労開始をする場合

ただし、入所後3か月目の15日までに、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出し、内定の場合は就労開始後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写しなど）を提出するものとする。

なお、入所後に退職した場合は、退職日の属する月の末日から3か月以内を求職中の扱いとし、3か月目の15日までに、就労開始がわかる就労証明書（内定を含む）を提出し、内定の場合は就労開始後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写しなど）を提出するものとする。

(3) 疾病、負傷、障がい

保護者が疾病若しくは負傷している又は障がいのある場合

(4) 親族の看護、介護等

保護者が親族の看護又は介護を行っている場合

なお、親族が病院に入院中又は施設に入所中の場合は、常時付き添いが必要な場合とする。

(5) 出産

母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合

産前は出産予定日の8週間前の日の属する月初日とし、産後は出産日から8週間を経過した日の属する月末までとする。

なお、原則として、育児休業中は保護者が昼間家庭にいない状況には該当しない。ただし、次の場合については、入所を認めることができる。

ア 保護者が育児休業中である児童で、通常の入所の手続きの後、なお施設の定員に空きがある場合

イ 入所中に保護者が育児休業を取得し、児童の入所継続を希望する場合。ただし、当該年度中に限る。

さらに、ア及びイについては、育児休業取得に係る出生児が満1歳に達する翌年度の5月31日までに保護者が復職しない場合は、5月31日をもって退所とする。

(6) 災害

火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合

(7) 前号に掲げるもののほか、事業者が特に必要があると認める場合

4 選考方法等

事業者は、入所基準日及び募集期間を設けるものとし、募集に当たっては申込みから入所判定までの行程及び入所判定を行う旨を明示し、十分な周知を行うものとする。

(選考方法の例示)

- ① 年度当初の入所選考については、一定の募集期間を設け、申込者の中から選考を行い、入所を決定する。

選考終了後において、定員に達していない場合又は入所決定後のキャンセルにより欠員が生じた場合には、当初の募集期間の選考において待機している者とその後の募集期間等における申込者の中から選考を行い、入所を決定する。

- ② 年度途中の入所については、事業者が定める指定日までの申込者と、入所を待機している者を含め選考を行い、速やかに入所を決定する。
- ③ 「入所判定基準表」に基づく点数が同点の場合の選考については、事業者において、「同一点数世帯の優先順位」を基に判断を行う。

5 審査方法

事業者は、入所判定に当たっては適正に審査を行うものとし、そのために必要な書類の提出を求めるものとする。なお、提出された書類は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところに従い、適正に保管するものとする。

なお、提出書類は、作成又は交付された日から3か月以内のものとし、募集案内等において、周知するものとする。

6 適用時期

この基準は令和7年4月入所から適用するものとし、それ以前の入所については、令和5年9月1日改正の基準を適用するものとする。

7 その他

事業者は、入所中に保護者の状況に変更が生じた場合など、入所後の適格要件の変更等における取扱いについては、募集の際に保護者に明示するとともに、入所の決定時にも十分に説明することとする。

事務担当 青少年課

藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表

1. 保護者の状況

			要件		点数	
			父	母		
1	就労・就学	平均的な1月(4週)の就労時間数	155時間以上	14	14	
			145時間以上～155時間未満	13	13	
			135時間以上～145時間未満	12	12	
			125時間以上～135時間未満	11	11	
			115時間以上～125時間未満	10	10	
			105時間以上～115時間未満	9	9	
			95時間以上～105時間未満	8	8	
			85時間以上～95時間未満	7	7	
			75時間以上～85時間未満	6	6	
			65時間以上～75時間未満	5	5	
			65時間未満	4	4	
		保護者が長期単身赴任をしている世帯	14	14		
2	求職中	就労のための求職活動のため、日中外出している	2	2		
3	疾病 負傷	① 長期入院などにより、保育が完全に不可能な場合	16	16		
		② 日中常時の保育が困難な場合	14	14		
		③ 部分的に保育が困難な場合	10	10		
	障がい	④ 身体障がい者手帳1～2級 精神障がい者保健福祉手帳1～3級、 療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	14	14		
		⑤ 身体障がい者手帳3級の交付を受けていて保育が困難な場合	12	12		
		⑥ 身体障がい者手帳4級以下の交付を受けていて保育が困難な場合	10	10		
4	親族の看護 介護	介護が常態・入院付添い等で保育が完全に不可能な場合 (重度身障者、要介護5・4程度、療育手帳A1程度に該当)	16	16		
		介護・通院・入院の付添い等で日中常時の保育が困難な場合 (要介護3程度、療育手帳A2程度に該当)	14	14		
		介護・通院・入院の付添い等で部分的に保育が困難な場合 (要介護2・1程度、療育手帳B1程度に該当)	10	10		
5	出産	母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合 ※産前は出産予定日の8週間前の日の属する月初日、産後は出産日から8週間を経過した日の属する月末まで	-	13		
6	災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合 ※災害の復旧に要する時間を基に、「1. 自宅・就学」の基準を準用	4～14	4～14		
			A	B		

2. 加算・減算項目

児童の状況・環境			点数	
1	学年状況	小学1年生	+20	
		小学2年生	+18	
		小学3年生	+16	
		小学4年生	+14	
		小学5年生	+12	
		小学6年生	+10	
2	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯(離婚・死亡・行方不明・拘禁・未婚等に該当)		+16	
3	離婚調停中で配偶者と別居している世帯		+14	
4	保護者に代わって65歳以上の祖父母等が児童を養育している世帯		+12	
5	支払い期限より2か月以上経過して入所料の支払いをしていない世帯の児童(入所料1か月単位で5点減算)		-5～	
6	児童相談所からの要請が確認された場合		+10	
7	児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合		+5	
8	身体障がい者手帳または療育手帳等を保有している児童、特別支援学級に在籍(相談予定含む)または医師等により心身障がいと診断をされた児童が入所を希望する場合		+6	
9	上記6・7・8に該当する児童で介助員の配置などの特別の配慮が必要と判断される児童		+12	
10	産休・育休を理由に退所し、休み明けの復職により再入所する場合		+2	
11	定員を超えたため入所できずに待機中となっている児童(年度を越えない範囲で4か月経過毎に2点加算)		+2～	
12	2人以上のきょうだいが同一児童クラブを希望する場合は上のきょうだいに1人あたり1点加算(同学年のきょうだいの場合は2人に1点ずつ加算)		+1	
13	未就学児のいる世帯		+1	
			C	

合計(A父の状況+B母の状況+C加算・減算項目) =

2. 加算・減算項目つづき

- ・入所料の滞納が世帯で3か月以上ある児童、または、前年度以前に滞納がある児童については、点数に関係なく入所することができません
- ・近隣の児童クラブに入所して、待機している児童については、待機の加点はありません
- ・「1.保護者の状況」でひとり2項目以上に該当する場合は、点数の高い方を適用します
- ・就労の時間については、就労証明書に記載の時間とします

3. 判定に必要な添付書類

1. 保護者の状況		必要添付書類
1	就労・就学の場合 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業、就学等)	就労・就学証明書 ※申込時に必ず添付してください。 ・所定の用紙に雇用主（事業主）又は就学先が証明したものを提出してください。 ・就労内定の場合は、入所後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）を提出してください。 ・家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください。
2	求職中の場合	・申込み時点では就労証明書等の提出は不要ですが、入所後3か月目の15日までに、入所後3か月目の7日までの就労開始がわかる就労証明書（内定含む）を提出することが必要です。 ・就労内定となった場合は、就労後速やかに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）を提出してください。
3	疾病・負傷の場合 障がいの場合	診断書（所定の用紙に医療機関で証明を受けてください） ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、診断書の提出は不要です。 障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
4	看護・介護の場合	① 看護（介護）を必要とすることを証明できるもの（診断書、障がい者手帳、介護保険被保険者証の写しなど） ② 看護（介護）状況申告書（所定の用紙に記入してください）
5	出産の場合	母子健康手帳の写し
6	災害の場合	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

2. 加算・減算		必要添付書類
2	ひとり親世帯の場合	戸籍謄本
3	離婚調停中の場合	離婚調停中と判断できる書類（調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等）
4	養育者世帯	養育者申告書（所定の用紙を受付時にお渡ししますので、記入してください） ※里親は養育者に該当しません。
8	身体障がい者手帳または療育手帳を保有している児童、特別支援学級に在籍（予定含む）または医師等により心身障がいの診断をされた児童が入所を希望する場合	身体障がい者手帳または療育手帳等の写し、診断書など

※ 上記に定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。

4. 選考方法

- ・「A父の状況+B母の状況+C加算・減算項目」で算定し、点数の高い順に決定をします
- ・点数の合計が同点の場合は、各事業者で「5.同一点数世帯の優先順位」を基に判断します

5. 同一点数世帯の優先順位

順位	状況
1	指定の児童クラブがあり、その児童クラブへ入所を希望する児童
2	児童相談所からの要請又は児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合
3	児童が低学年である世帯
4	ひとり親世帯
5	生活保護世帯
6	個人市県民税額が非課税世帯
7	帰宅時間（終業時間に通勤時間を足した時間帯）の遅い世帯 ※帰宅時間については保護者を比較して早い方の時間を基に判断します（夜間勤務は除く）
8	養育している未就学児の人数が多い世帯
9	同世帯に障がい者がいる世帯（要手帳の写し）
10	入所料の滞納がない世帯